

裁量労働制実態調査の標本設計について

1 調査対象の範囲

裁量労働制適用事業場、及び裁量労働制が適用されていない全国の次の産業(※)に属する常用雇用者5人以上の民営事業場であって裁量労働制対象業務に従事する者がいる事業場。

(※)平成25年10月改定日本標準産業分類における大分類産業のうち

A 農業、林業、B 漁業、D 建設業、E 製造業、F 電気・ガス・熱供給・水道業、G 情報通信業、H 運輸業、郵便業、I 卸売業、小売業、J 金融業、保険業、K 不動産業、物品賃貸業、L 学術研究、専門・技術サービス業、M 宿泊業、飲食サービス業、N 生活関連サービス業、娯楽業、O 教育、学習支援業、P 医療、福祉、R サービス業(他に分類されないもの)

注 裁量労働制適用事業場の業種に確認されなかった「C 鉱業、採石業、砂利採取業」及び「Q 複合サービス事業」については、非適用事業場調査でも対象外とする。

2 抽出方法

(1) 事業場調査

【適用事業場用調査票】

全数調査(抽出率1分の1)とする(約1万5千件)。

【非適用事業場用調査票】

- 非適用事業場の事業場調査の対象は、プレ調査(約20万件)の結果、裁量労働制対象業務従事労働者のいることが判明した事業場(適用事業場と同程度の約1万5千件を想定)とする。

(※)ただし、当該事業場が概ね1万5千を大きく超える場合においては、概ね1万5千となるよう、地域、産業、労働者規模の別に区分し、各区分で無作為抽出を行う。

- プレ調査の対象事業場については、非適用事業場(約200万件)の中から、地域、産業、労働者規模の別に区分し、各区分で無作為抽出を行う。裁量労働制対象業務従事労働者のいる事業場の割合が高い区分については、精度を上げて調査するため、目標精度はきめ細かく設計する(各区分で0~12%の範囲で設定)。

(※)なお、500人以上規模の事業場は全数調査(抽出率1分の1)とする。

(2) 労働者調査

裁量労働制適用労働者及び非適用労働者ともに、対象業務別に抽出率を設定する。1分の1を基本とするが、各事業場における業務別の調査対象該当者数に応じ、所定の上限(プレ調査の結果を踏まえ、調査対象該当者総数が概ね10万人を大きく超えないよう設定)を設け、それぞれ上限を超える場合は事業場内無作為抽出を行う。